

「旅客船の総合的な安全・安心対策」に関する意見募集について

令和 4 年 11 月 ● 日

国土交通省海事局

国土交通省では、令和4年4月23日、北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、知床旅客船事故対策検討委員会を設置し、「旅客船の総合的な安全・安心対策（再発防止策）」を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、対策の取りまとめを行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する回答は、意見募集期間終了後、まとめて公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

旅客船の総合的な安全・安心対策 別紙（素案）

※「参考」欄に知床遊覧船事故対策検討委員会で議論した回を記載しておりますので、必要に応じ、併せて各回の資料等もご参照ください。

URL : https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000036.html

2. 意見募集期間

令和 4 年 1 1 月 ● 日（●）から令和 4 年 1 2 月 ● 日（●）まで（必着）

3. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、「国土交通省 海事局 船員政策課」宛てに送付して下さい。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① Microsoft forms : <https://forms.office.com/r/XKT5aUPirR>

② 電子メール : hqt-senin@mlit.go.jp ※テキスト形式でお願いいたします。

③ 郵 送 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3

4. 注意事項

頂いたご意見の内容につきましては、個人が特定される情報を除き、公開される可能性があることを、ご承知おき下さい。

5. お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課 意見募集担当（電話番号：03-5253-8647）

以上

(意見提出様式)

国土交通省海事局船員政策課意見募集担当あて

旅客船の総合的な安全・安心対策 別紙（素案）に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見

(該当箇所)

(意見)

(理由)

旅客船の総合的な安全・安心対策 別紙(素案)

※今後、事故調査等を通じて新たに明らかになる課題があれば、必要に応じ、対策を検討する。

黄色マーカー: 中間取りまとめから追加した取組

(1) 事業者の安全管理体制の強化

対象: 旅客船事業者全て(①、⑤、⑥、⑦、⑮及び⑯を除く。)

【管理者等の資質の向上、事業参入後のチェック強化】

項 目	講ずべき措置	参考
①運輸安全 マネジメント の強化	小型旅客船事業者に対し運輸安全マネジメントの取組を強化させ、経営トップの安全意識の底上げ・向上を図る。特に、経営トップの交代があった事業者等には、重点的に評価を実施する。	第4回 検討委
②管理者の試験 制度の創設	安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度(関係法令、海事知識等)を創設する。	第2回・ 第4回 検討委
③管理者への 講習の受講 義務付け (資格更新制)	安全統括管理者・運航管理者の資格を更新制とし、原則として2年毎の講習受講を更新の条件とする。	第4回 検討委
④管理者の資格 要件審査の 厳格化	安全統括管理者・運航管理者の資格要件である実務経験等について、提出書類の見直し、第三者への確認(裏取り)等、審査を厳格化する。	第2回 検討委
⑤陸上要員講習 の義務付け	小規模な小型旅客船事業者において、例外的に乗船時間中の船長が運航管理者を兼務する場合、陸上要員等に対する講習を義務付ける。	第9回 検討委
⑥事業許可更新 制度の創設	小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業者を対象に、事業許可更新制度を創設し、新規許可・更新時の安全人材確保計画(仮称)の作成義務、法令遵守状況に応じた更新期間の短縮等の措置を導入する。なお、優良な事業者については、審査を簡素化することとする。	第4回 検討委
⑦登録制への 移行	人の運送をする事業の届出制度を登録制度に改め、事業停止・登録取消処分の対象とするとともに、欠格事由の該当確認等、一定の参入規制を行う。	第8回 検討委

【安全管理規程の実効性確保】

⑧安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実	安全管理規程(ひな形)の記載内容のうち、重要な規定について法令に位置づけるとともに、安全管理規程(ひな形)の内容の充実を図る。	第4回 検討委
⑨運航管理体制の強化	運航管理の責任体制を明確化(例:乗船時間中の船長は、運航管理者との兼務を原則禁止)する。	第4回・ 第9回 検討委
⑩運航の可否判断の客観性確保	気象・海象情報の取得を含め、事業者による運航可否判断の時点・手順を具体化し、客観性を確保する。	第4回 検討委
⑪安全管理規程等の公表義務化	安全管理規程(運航基準含む)、規程に基づき作成される運航可否判断のフロー図等について、公表を義務化する。	〃
⑫安全管理規程のチェックの厳格化	チェックマニュアルを作成し、安全管理規程の届出時における記載内容のチェックを厳格化する。	〃

【事故の防止、事故発生時の対応】

⑬事故等情報の国への報告	安全管理規程における事故・インシデントの定義及び報告基準等を明確化するとともに、事業者からの報告を改めて徹底する。	第8回 検討委
⑭事故発生時の安全教育	旅客を死傷させる等一定の事故が発生した場合、安全統括管理者・運航管理者は、必要な範囲の陸員・船員に対し、一定期間内に、再発防止に向けた安全教育を実施しなければならないことを明確化する。	〃
⑮ドライブレコーダー相当装置の活用	ドライブレコーダーに相当する装置に記録された映像等の日々の教育訓練への活用の義務付けに向け、求められる要件や活用方法を示したガイドラインを作成する。	第7回 検討委

【関係者の連携】

⑯地域の関係者による協議会の設置	小型旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、事業者や関係者による地域旅客船安全協議会(仮称)の設置を推進する。	第4回 検討委
------------------	--	------------

(2) 監査・処分の強化

対象：旅客船事業者全て

【監査の強化】

項目	講ずべき措置	参考
① 抜き打ち・リモートによる監視強化	抜き打ち・リモートによる監査を積極的に実施し、事業者に対する監視を強化する。	第2回・第7回 検討委
② 通報窓口の設置等による機動的な監査	法令違反の疑いがある事案の通報窓口を設置するとともに、法令違反の疑いの通報や行政処分履歴等を踏まえ、法令違反や事故のリスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。	第4回・第7回・第8回 検討委
③ 監査での船舶検査情報等の活用	国から JCI に対し、船舶検査情報の提供を求めるとともに、国は、当該情報や運輸安全マネジメント評価の結果を活用し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に行う。	第2回 検討委
④ 管理者の要件への適合状況の確認	監査等の際に、安全統括管理者・運航管理者の資格要件を満たしているか否かについて確認を行う。	〃
⑤ 監査時の無線設備の通信状況の確認	監査の際に、無線設備の実際の通信状況を適切な方法により確認する。	第2回・第7回 検討委
⑥ 指導事項の継続的なフォローアップ	行政処分や行政指導を行った事業者に対し、抜き打ち・リモートによる監視も活用しつつ、改善が確認されるまで継続的・徹底的にフォローアップを行う。	〃
⑦ 本省・運輸局における課題共有と意識向上	本省海事局幹部が現場に足を運び、地方運輸局の現場職員との対話等を通じて、両者の意識改革、意思疎通を徹底する。	第5回・第7回 検討委
⑧ 監査能力の向上	(i) 事業用自動車の監査部門との人事交流・研修への参加等を通じ、運航労務監理官の専門性の向上を図る。	〃
	(ii) 研修やマニュアルの充実、捜査・監査等を行う他の行政分野の専門家による講習、他地方運輸局の運航労務監理官との交流・共同監査等を通じ、運航労務監理官の専門性を向上させ、監査能力の向上を図る。	第2回・第5回 検討委
⑨ 監査体制の強化	事業者による法令違反への抑止力を高めるため、監査体制の強化を図る。	第2回 検討委

⑩監査件数の増加	リモート等の手法も活用しつつ、監査件数を増加させ、事業者の法令違反に対する抑止力を強化する。	〃
⑪監査業務への品質管理システム(QMS)の導入	運航管理監査業務にQMSを導入し、第三者も活用した業務プロセス等の明確化、評価等を実施し、監査業務の継続的改善と質の向上を図る。	第5回 検討委

【行政処分・罰則の強化】

⑫船舶の使用停止処分の創設	行政処分の種類に船舶の使用停止命令を追加し、機動的かつ効果的な行政処分を可能とする。	第5回 検討委
⑬事業停止・許可取消処分事由の追加	海上運送法上の事業停止・許可取消処分の事由として、船舶安全法・船舶職員法への違反に加え、船員法への違反を追加する。	第9回 検討委
⑭違反点数制度の創設	法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う違反点数制度を創設する。	第5回 検討委
⑮許可の欠格期間の延長	事業許可の取消処分後の許可の欠格期間(現行2年)を5年に延長する。	〃
⑯処分逃れの防止	(i)事業許可・登録の欠格事由として、処分逃れによる再参入を防止するため、監査後に事業廃止を届け出た場合等を追加する。 (ii)処分逃れを防止するため、登録制へ移行する事業者についても、事業廃止の事後届出制を改め、事前届出制とする。	第9回 検討委
⑰罰則の強化	拘禁刑の導入など、安全確保命令違反の罰則(現行:100万円以下の罰金)を強化するとともに、法人重課に係る規定を創設する。	第5回 検討委

(3) 船員の資質の向上

対象: 小型旅客船事業者全て

項目	講ずべき措置	参考
①事業用操縦免許の取得課程の拡充	事業用操縦免許の取得課程を拡充し、出港判断、操船技能等の知識・技能に係る講習内容・時間を追加するとともに、修了試験制度を創設する。	第3回・第5回・第8回検討委
②初任教育訓練の義務化	(i) 小型旅客船の初任の船員に対し、自社の安全管理規程や実船・実海での訓練など、自社・海域固有の事情に係る教育訓練を義務付ける。	〃
	(ii) 一定期間乗船した履歴がない船員に対しても、初任教育訓練の一部(再教育訓練)を義務付ける。	第8回検討委
③船長要件の創設	小型旅客船の船長の要件を創設する。 (①の事業用操縦免許の取得、②初任教育訓練の修了、③一定の乗船履歴)	第3回・第5回・第8回検討委

(4) 設備要件の強化

対象: 水温の低さ、航行区域、船舶の構造に応じたリスクの程度を踏まえて適用

項目	講ずべき措置	参考
①法定無線設備からの携帯電話の除外	法定無線設備から携帯電話を除外する。 ※携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。	第3回・第8回検討委
②無線設備の導入促進	業務用無線設備等の導入を促進する。	〃
③改良型救命いかだ等の開発	荒天時での乗り移り時の落水を防止する改良型救命いかだ・救命浮器の開発を進める。	〃
④改良型救命いかだ等の積付け	一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ・救命浮器の積付けを原則義務化するとともに、早期搭載を促進する。	〃
⑤非常用位置等発信装置の積付け	海難発生時及びその後の位置通報の設備として、非常用位置等発信装置の積付けを原則義務化するとともに、早期搭載を促進する。	〃

(5) 船舶検査の実効性の向上

対象: 小型旅客船事業者全て

項目	講ずべき措置	参考
①船舶検査方法の総点検・是正	(i) JCI の検査方法のうち、合理的な理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、全て変更又は廃止する。	第2回・第7回検討委
	(ii) 技術検討会における議論を踏まえ、寒冷地におけるFRP 船の検査方法を定める。	第2回・第9回検討委
②国による JCI の監督強化	(i) 検査方法については全て国による認可を求めるとし、現在の JCI の検査方法全体を見直した上、国が認可する。	第2回・第7回検討委
	(ii) JCI 検査員が検査を行う現場に随時国の職員が立ち会い、JCI による検査方法の妥当性を実地でチェックする。	〃
③船舶検査での国提供情報の活用	国から JCI に対し、行政処分情報等を提供することとし、JCI は当該情報を活用し、注意を要する事業者に対する船舶検査をとりわけ慎重かつ入念に行う。	〃

(6) 利用者保護・安全情報の提供

対象: 旅客船事業者全て(⑦を除く。)

項目	講ずべき措置	参考
①国による安全情報の提供の拡充	(i) 行政処分に加え、安全関連法令違反に対する行政指導についても、国による公表対象に追加する。	第2回・第7回検討委
	(ii) 行政処分等の公表期間を2年から5年に延長する。	〃
②国による更なる情報提供体制の構築	国において、事業者による自主的な取組などのポジティブな情報も含め、事業者の安全情報の定期的な収集・公表を行うとともに、収集された安全情報を国として調査分析し、監査をはじめとする安全行政に活用する。	〃
③重大な事故の情報の周知と安全啓発	重大な事故について、長期にわたり、風化の防止、安全の重要性の啓発、将来の事故防止等につなげるため、あらゆる機会を通じ、行政・業界関係者や一般の方に対し、情報を伝え、語り継ぐ。	第9回検討委

④事業者による安全情報の提供の拡充	<p>(i)事業者が公表する安全情報について、法令による義務化までの間、小型旅客船事業者が自ら行う安全情報の提供に係る指針を策定し、救命設備や緊急時の通信手段等に係る情報提供を促進する。</p> <p>(ii)海上運送法に基づき、事業者が公開する必要がある安全情報の拡充等を行うとともに、公開を原則とする。</p>	第3回・第7回 検討委
⑤救命胴衣に関する情報の周知	救命胴衣の種類・着用方法などを事前に国や事業者が安全情報として提供するとともに、乗船後速やかに適切な着用方法等の周知を徹底する。	第7回 検討委
⑥安全性の評価・認定制度の創設	利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに、利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、評価・認定制度(マーク等)を創設する。	第3回 検討委
⑦旅客名簿の備置き義務の見直し	旅客名簿を備え置く場所を陸上に変更するとともに、備置き義務主体を船長から事業者に変更する。また、一定の船舶に備置き義務付けを拡大する。	第8回 検討委
⑧船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ	利用者の安心に資するため、船客傷害賠償責任保険について、現行の基準より高い賠償限度額への引上げを行う。	第5回・第9回 検討委